

## エコマーク商品類型 No.138「建築製品（材料系の資材）Version1.9」認定基準書

## 分類 D-2 ～デッキプレート～

(財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 認定基準制定の目的

本商品類型は、2002年4月20日制定のエコマーク商品類型 No.123「再生材料を使用した建築用製品」を見直し、従来より推奨してきた再生材料を使用した製品にとどまらず、有害化学物質の使用抑制、省エネルギーといった観点など、製品ライフサイクルの概念の導入に伴う環境配慮の総合的評価を行い、あらためて認定基準として制定したものである。

社会状況においても、循環型社会形成推進基本法ならびにグリーン購入法などが制定され、建設業界は、標準的な指針などとして「建設業におけるグリーン調達ガイドライン」（2002年7月）を作成し、より積極的な環境保全活動を推進する取組みを示している。このような状況を踏まえ、エコマークでは引き続き建築製品について採り上げ、環境に配慮した建築製品の普及推進を図る。

## 2. 適用範囲

合成スラブ用デッキプレート

## 3. 用語の定義

デッキ合成スラブ	コンクリート打設時にはデッキプレートが床型枠材として機能し、コンクリート硬化時には、デッキプレートがコンクリートと一体となって、曲げに抵抗する合成構造。
板厚	JIS G 3352 に規定される標準表示厚さ

## 4. 認定の基準と証明方法

## 4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 鋼材、コンクリート、型枠、耐火被覆等の資材の省資源化が図られる耐火構造床を形成するデッキプレートであること。具体的には、デッキ合成スラブ用のデッキプレートであって、同種の製品（単位幅当たりの山数などの形状やデッキ高さがほぼ同等のデッキプレート。以下同じ）に比べ施工時に使用するコンクリート量が同等程度以下であり、かつ無被覆耐火構造として以下に示す仕様条件において国土交通大臣の床耐火構造認定を受けていること。

- ・支持条件：連続支持及び単純支持
- ・許容スパン：2.5m（又はそれ以上）
- ・許容積載荷重：建築基準法施行例第 85 条に示される積載荷重（又はそれ以上）
- ・耐火補強筋：不要

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、施工時に必要な資材についての説明、および耐火構造として公的認定（大臣認定）を受けていることの証明書（適用範囲を含む）を提出すること。

- (2) デッキプレートの板厚は 1.2mm 厚よりも薄板化されていること。また、製品質量は同種の製品より軽量化されていること。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、製品質量及び板厚についての資料を提出すること。

- (3) 製造段階で必要となる新規資源の投入量およびエネルギー消費量に配慮していること。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、製造段階における粗鋼1トンあたりの新規資源投入量とエネルギー消費量を記載した資料を提出すること。

- (4) 金属素材の組成は、使用後の同系統の素材へのリサイクルを想定し、日本における汎用的な成分の素材を使用していること。また、分離選別が困難な異なる合金種（SUS304 と SUS316 など）を組み合わせて使用していないこと。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、金属素材が該当するJIS番号、製品に使用する合金種別の素材名を記載すること。

- (5) 希少金属（経済産業省 鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において定義される 31 鉱種）の消費を出来る限り抑えている（金属素材の化学成分については、製品が該当する JIS に従うこと）こと。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ、本項目への適合状況を記入し、金属素材の化学成分表を提出すること。希少金属の使用のある場合は、本項目への適合の有無を記入し、希少金属の消費を抑えるための取り組みを行っている、または合金の化学成分がJISに従っていることについて説明すること。

- (6) 製品は、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、施工者および建築物の所有者が閲覧できること。また、デッキプレートの用途、耐火認定の適用範囲（許容積載荷重、許容スパン、支持条件）、主構成材料の仕様等、設計・施工に必要な情報を明示していること。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルの見本を提出すること。施工からリサイクルまでのライフステージのうち、マニュアルへの記載をすることができない箇所については、理由を説明すること。

- (7) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。  
また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。  
なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
  - 1)工場が立地している地域に係る環境法規等の一覧
  - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
  - 3)記録文書の保管について定めたもの
  - 4)再発防止策(今後の予防策)
  - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (8) 品質は、JISG3352「デッキプレート」および H19 国土交通省告示 606 号「構造耐力上主要な部分である床版または屋根版にデッキプレート版を用いる場合における該当床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」に適合していること。

**【証明方法】**

該当する規格に適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。申込製品または申込製品製造工場が、JISの認定を受けている場合は、JISの認定の写しを提出することでJISへの適合の証明に代えることができるものとする。

**5. 商品区分、表示など**

- (1) 商品区分(申込単位)は、ブランド名毎とする。色、寸法の大小による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- \* ログマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。  
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「[www.ecomark.jp](http://www.ecomark.jp)」、「Eco Mark Certificate」
- \*環境省「環境表示ガイドライン」  
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。  
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

---

2007年 5月 5日	制定(Version1.0)
2012年 1月 15日	改定(分類 D-1・2 の追加 Version1.7)
2016年 3月 15日	有効期限延長
2019年 4月 1日	改定(マーク表示について)
2022年 12月 31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。